

## 問題ある認可外保育施設への対応について

## 施設の概要

施設名称:ベビールームわかば  
 設置者:栗澤 司子(個人)  
 施設所在地:武蔵村山市榎2-75-6  
 定員:6名(保育面積:19.21㎡のため、11人まで受入可能)  
 営業時間:6時から24時  
 事業開始年月日:平成18年4月1日(平成18年3月27日届出受理)  
 系列施設の有無:なし  
 在籍児童数(平成25年10月3日特別立入調査時)  
 (1)月極め契約 5名(内訳:1歳児2名、2歳児2名、5歳1名)※当日1歳児1名欠席  
 (2)一時預かり 1名(内訳:1歳児1名)  
 保育従事者数(平成25年10月3日特別立入調査時)  
 (1)常勤職員(月120時間以上勤務) 設置者  
 (2)その他職員 実員1名、常勤換算後0.6人分(1日4時間勤務)  
 ※その他の職員は、改善勧告後の平成25年10月から勤務とのことであるが、雇用契約書、勤務の状況を確認できる書類等なし。一時預かり児童の保護者でもある。  
 ※設置者の息子が保育に従事しているとの主張あり。

## これまでの指導経過

(設置から平成24年度まで)

○平成19年度以降、毎年度、指導監査部で立入調査を実施しており、毎回8~16項目指摘をしている。(詳細は「立入調査実績一覧」のとおり)

○当該施設については、入所児童の在籍時間帯に一人勤務の時間帯があること等について繰り返し改善を求めてきた。(設置者の息子が保育に従事しているとの主張を繰り返しているが、保育従事者が1名である状態が恒常化している疑いがある。)

平成19年度:設置者のほか、非常勤職員2名が保育従事していることを確認

平成20年度:非常勤保育従事者が1名となっており、職員不足で指摘

(息子は一部保育に従事との主張するが、実績確認できず。)

平成21年度:設置者の娘が保育従事していることを確認、職員不足の指摘は改善

平成22年度:一人勤務の時間帯がある点を指摘

平成23年度①:一人勤務の時間帯があったことを確認(事前通告なしで実施。息子は2階にいたが、保育に従事していなかった。)

平成23年度②:息子が保育に従事しているとの説明を受け入れ、一人勤務の指摘は行わず。

平成24年度:一人勤務の時間帯がある点を指摘(運営所管による訪問指導の際、設置者の一人勤務を確認)

○苦情の多い施設であり、過去にも虐待の疑いや、不適切な保育(猛暑にエアコンつけず窓も閉め切り、ビニールプールに子供だけ遊ばせている等)について保護者や近隣住民から武蔵村山市、小平児童相談所に情報提供あり。都にも、子供の名前を間違える、たたく、保護者の個人情報他人に言う等の苦情あり。

## 改善勧告に至った経緯

○平成25年7月16日、近隣住民から武蔵村山市に「ビニールプールに子供だけが放置されている」との通報があり、市が現場に駆けつけたところ、通報どおり、子供だけがビニールプールで遊んでおり、職員の姿がなかった。

○平成25年8月2日【特別立入調査】

○平成25年8月22日【改善勧告】

設置者に改善の姿勢が見られず、児童の事故防止等安全対策上重大な影響を及ぼすおそれがあるため、児童福祉法第59条第3項に基づき改善勧告。9月24日までに改善するよう指示。改善の指示事項は以下のとおり。

- ① 1人勤務の時間帯がある。
- ② 児童の安全に配慮した保育が実施されていない。
- ③ 保育事業者としての適格性を欠く。(再三の改善指導に従わない)

○平成25年9月24日【改善報告書の受理】

○平成25年10月3日【特別立入調査】

○平成25年10月21日【特別立入調査結果通知】

- ・改善が図られていない事項が認められたため、改善勧告に従わないことにつき公表する。
- ・事業停止又は施設の閉鎖命令の措置をとる手続きに入るため、弁明書を提出すること。
- ・新規児童の受入れは自粛するよう要請。

○平成25年11月25日【改善勧告に従わなかったことについて公表】

児童福祉法第59条第4項に基づき公表。(報道発表及び局ホームページに掲載。)

## 行政処分の必要性

- 改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない。また、新規児童の受け入れについて自粛を要請しているにもかかわらず、新規児童を受け入れている。  
※報道発表後も、近隣の住宅にチラシが配布されていることを、武蔵村山市が確認。
- これまで繰り返し改善を求めてきた事項について改善を行わず、今後も改善の見通しがなく、児童の事故防止等安全対策上重大な影響を及ぼすおそれがある。
- 弁明書においては、10月から雇用した非常勤職員が勤務できない時間帯は、息子が保育に従事するというこれまでの主張を繰り返し、改善する意思を示しているものの、具体的な解決策は示されていない。  
※報道発表後、保育士を新たに雇用したため、労働関係書類を送付するとの連絡あり。
- 設置者(個人)が自らの居宅で施設長として施設運営していることから、期限又は条件を付して事業停止をしても改善が期待できず、当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する恐れがある。

⇒施設閉鎖を命ずることが必要。